

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社アスカロジネット(法人番号7430001066610) 代表者鶴嶋浩二	北海道石狩市花川東2条3丁目16番地		本社営業所	北海道石狩市花川東2条3丁目16番地		R8.2.18	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他1件	令和7年7月25日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)事故の届出義務違反(貨物自動車運送事業法第23条)	3	3
2	しずKTEC株式会社(法人番号1450001014309) 代表者山中和彦	北海道士別市東2条北3丁目17番地		しずKTEC株式会社営業所	北海道士別市東2条北3丁目17番地		R8.2.18	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年7月28日及び令和7年10月29日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
3	大地運輸株式会社(法人番号1460002003771) 代表者松下貴志	北海道釧路市星が浦南2丁目1番22号		本社営業所	北海道釧路市星が浦南2丁目1番22号		R8.2.18	輸送施設の使用停止(96日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和7年2月6日及び令和7年3月10日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	10
4	三勝運輸株式会社(法人番号9460101000605) 代表者鈴木勝巳	北海道帯広市昭和町基線131-3		本社営業所	北海道帯広市昭和町基線131-3		R8.2.18	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他9件	令和7年5月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	3	3

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
5	株式会社重林機（法人番号7430001039995） 代表者 守田大助	北海道網走郡美幌町高野72番地	美幌営業所	北海道網走郡美幌町高野72番地4	R8.2.18	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他6件	令和7年5月21日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。（1）整備管理者の選任（変更）届出義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の3）、（2）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（3）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（4）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第9条の3第1項から第3項）、（5）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、（7）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）	2	2
6	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577） 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北広島郵便局	北海道北広島市栄町1丁目5-1	R8.2.4	輸送施設の使用停止（170日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年6月3日及び令和7年12月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）、（3）運転者に対する指導監督記録の不実記載（安全規則第10条第1項）	-	-
7	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577） 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石狩郵便局	北海道石狩市花川北3条2丁目200	R8.2.4	輸送施設の使用停止（170日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年6月3日及び令和7年12月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）、（3）運転者に対する指導監督記録の不実記載（安全規則第10条第1項）	-	-
8	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577） 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	札幌西郵便局	北海道札幌市西区山の手5条1丁目3-1	R8.2.4	輸送施設の使用停止（60日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和7年12月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	-	-
9	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577） 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	喜茂別郵便局	北海道虻田郡喜茂別町喜茂別120-4	R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
10	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		京極郵便局	北海道虻田郡京極町京極669		R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月14日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
11	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		浜益郵便局	北海道石狩市浜益区浜益630-2		R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
12	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		北斗郵便局	北海道北斗市飯生2丁目11-1		R8.2.4	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年6月23日及び令和7年12月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督記録の不実記載(安全規則第10条第1項)	-	-
13	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		久遠郵便局	北海道久遠郡せたな町大成区都254		R8.2.4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他1件	令和7年8月7日及び令和7年12月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)運転者に対する指導監督記録の不実記載(安全規則第10条第1項)	-	-
14	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		浜頓別郵便局	北海道枝幸郡浜頓別町南1条2丁目1		R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
15	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		苫小牧郵便局	北海道苫小牧市若草町4丁目2-8		R8.2.4	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和7年7月4日及び令和7年12月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処内分	違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
16	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	白老郵便局	北海道白老郡白老町大町3丁目4-20	R8.2.4	輸送施設の使用停止(194日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年7月15日及び令和7年12月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督記録の不実記載(安全規則第10条第1項)	-	-
17	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	門別郵便局	北海道沙流郡日高町門別本町215-10	R8.2.4	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年8月19日及び令和7年12月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督記録の不実記載(安全規則第10条第1項)	-	-
18	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	富川郵便局	北海道沙流郡日高町富川北3丁目2-1	R8.2.4	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年8月19日及び令和7年12月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督記録の不実記載(安全規則第10条第1項)	-	-
19	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上湧別郵便局	北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地214-1	R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
20	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中湧別郵便局	北海道紋別郡湧別町字中湧別中町570	R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 他1件	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	-	-
21	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	湧別郵便局	北海道紋別郡湧別町緑町172	R8.2.4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-

